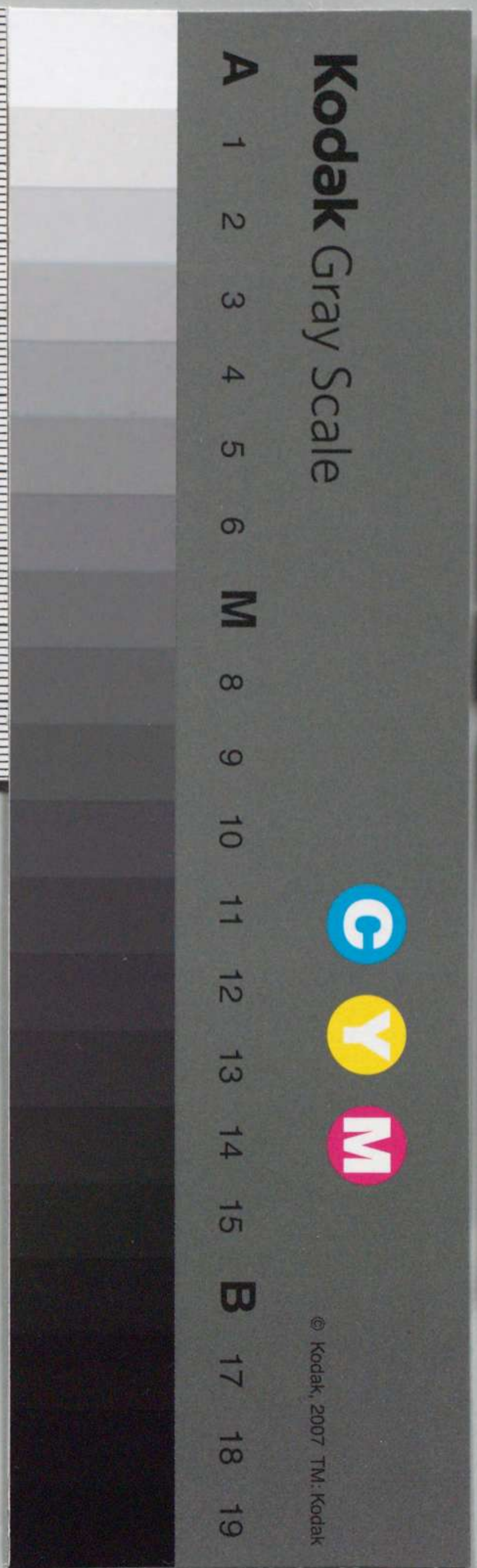


十  
下  
月  
廿  
六  
日  
發  
給  
令

給  
分

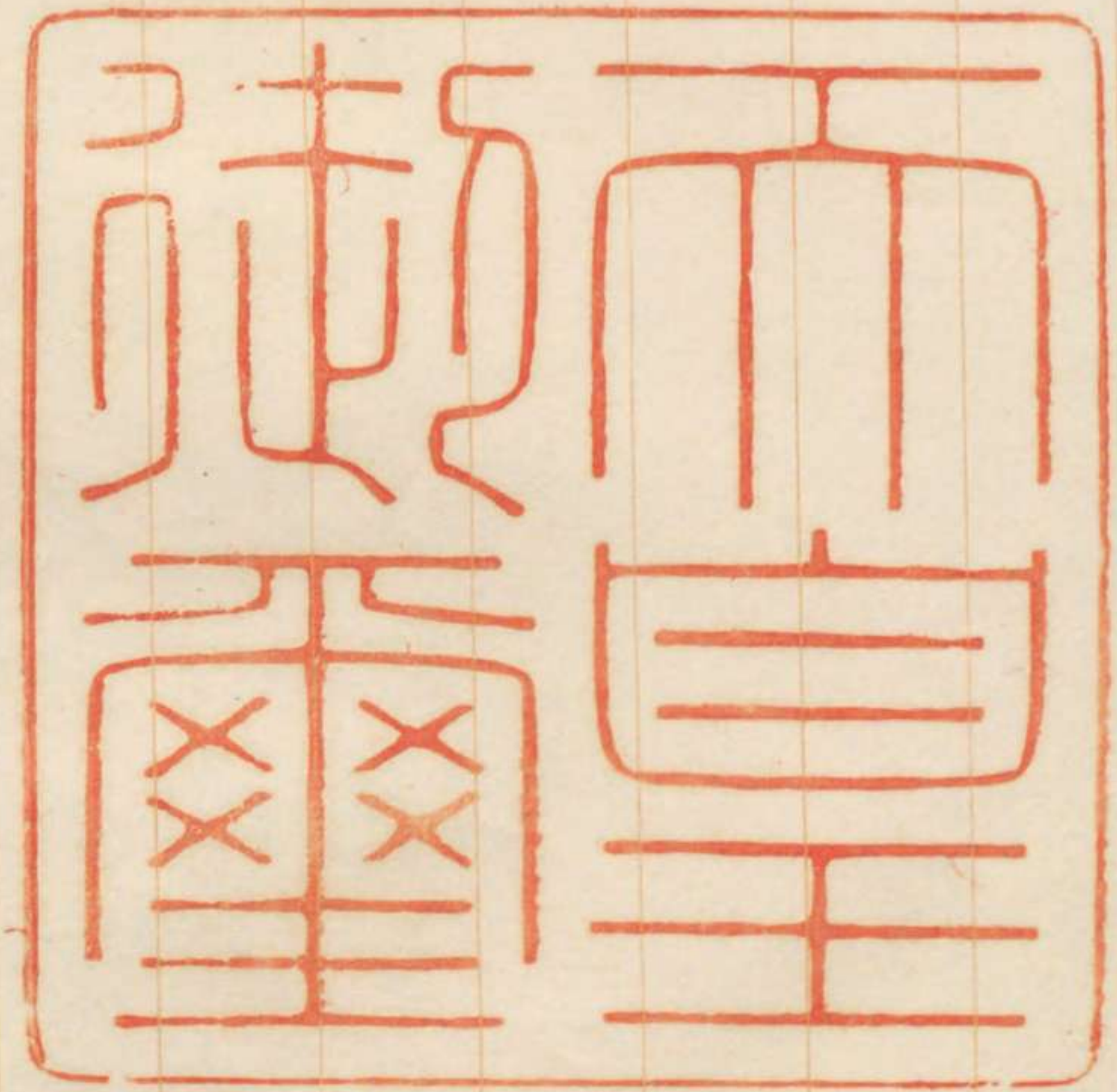


朕和蘭國海牙ニ於テ萬國平和會議ニ  
賛同シタル帝國全權委員ト各國全權  
委員ノ記名調印シタル室息セシムヘ  
キ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スル  
ヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ  
各自ニ禁止スル宣言ヲ批准シ茲ニ之  
ヲ公布セシム





睦仁



明治三十三年十一月二十一日

内閣總理大臣臨時代理

樞密院議長侯爵西園寺公望

外務大臣加藤高明



宣言書

下ニ記名スル海牙萬國平和會議ニ贊同シ  
タル諸國ノ全權委員ハ之カ為各本國政府  
ノ委任ヲ受ケ千八百六十八年十一月二十九日  
十二月十一日  
ノ聖彼得堡宣言書ニ掲ケタル趣旨ヲ體シ  
テ左ノ宣言ヲ為セリ

締盟國ハ窒息セシムヘキ瓦斯又ハ有毒  
質、瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トス  
ル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止ス

締盟國中ノ二國又ハ數國ノ間ニ戰ヲ開キ



タル場合ニ限り締盟國ハ本宣言ヲ遵守ス  
ルノ義務アルモノトス  
前項ノ義務ハ締盟國間ノ戦闘ニ於テ一ノ  
非締盟國カ交戦國ノ一方ニ加ハリタル時  
ヨリ消滅スルモノトス  
本宣言ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ  
批准書ハ海牙ニ保管スヘシ  
各批准書ニ付一通ノ保管證書ヲ作り其ノ  
認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ各締盟國  
ニ交付スヘシ

非記名國ハ本宣言ニ加盟スルコトヲ得ヘ  
シ其ノ加盟ヲ締盟國ニ通知スルニハ書面  
ヲ以テ和蘭國政府ニ通告シ同國政府ヨリ  
更ニ之ヲ爾餘ノ締盟國ニ通知スヘシ  
若締盟國中ノ一國ニ於テ本宣言ヲ廢棄ス  
ルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ和蘭國政府  
ニ通告シタル後一箇年ヲ經過スルニ非サ  
レハ廢棄ノ効力ヲ生スルコトナシ右通告  
ハ和蘭國政府ヨリ直ニ爾餘ノ締盟國ニ通  
知ス



右廢棄ノ効力ハ之ヲ通告シタル國ノミニ  
止ルモノトス

右證據トシテ各全權委員ハ本宣言ニ記名  
調印スルモノナリ

千八百九十九年七月二十九日海牙ニ於テ  
本書一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ記録ニ  
保管シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依  
リ締盟國ニ交付スルモノナリ

獨逸國 ミュンステル印

奧地利洪牙利國 ヴェルセルスハインプ印



白身義  
クサニー印  
ルネルト印

伯爵ド、グレロ、ロジエー印

シュヴァリエー、デカン印

楊儒印

エフ、ビル印

公爵デ、テツファン印

ドブルグエ、エルデ、グイーリマ、ウルーチマ印

アルツロー、デ、バゲール印

ド、ミエー印

清國  
丁抹國  
西班牙國

墨西哥合衆國



右廢棄ノ効力ハ之ヲ通告シタル國ノミニ  
止ルモノトス

右證據トシテ各全權委員ハ本宣言ニ記名  
調印スルモノナリ

千八百九十九年七月二十九日海牙ニ於テ  
本書一通ヲ作リ

保管シ其ノ認證  
本ヲ外交上ノ手續ニ依  
リ締盟國ニ交付  
ルモノナリ

獨逸  
システル印

奧地利  
セルスハインプ印



白身義國  
オコリクサニ印  
アベルネルト印

伯爵ド、グレル、ロジエー印  
シユヴァリエー、デカン印

清國  
楊儒印

丁抹國  
エフ、ビル印

西班牙國  
公爵デ、テツアン印

ドブルグエ、エルデ、グイリマ、ウルーチャ印  
アルツロー、デ、バゲール印

墨西哥合衆國  
ド、ミエー印



佛蘭西共和國

セニール印

レオン、ブルジョア印

ジエー、ビウール印

デツールネルド、コンスタン印

ニー、テリアンニ印

ニーグラ印

ア、ツアンニニ印

ポンポーリー印

本野一郎印

アイシエン印

陸

希臘國

伊太利國

日本國

盧森堡國

モンテネグロ國

和蘭國

スタール印

ファン、カルネベーク印

テン、ベール、ポール、チュゲール印

テー、エム、テュー、アッセル印

エー、エヌ、ラヒュセン印

ミルザリザ、カン(アルファ、ウッドウレ)印

伯爵テ、マセーツ印

ドルネーラス、デ、ヴァスコンセーロス印

伯爵テ、セリール印

アー、ベルヂマン印

内

局

羅馬尼亞國

波斯國

葡萄牙國



露西亞國

ジャン、エヌ、パロニウ印

スタール印

アバシリー印

塞爾比亞國

ミヤトグイッチ印

暹羅國

ピア、スリヤ、ヌグアトル印

グイスツタ印

瑞典諾威國

ビルト印

瑞西國

ロート印

土耳其國

チュルカン印

ヌーリー印

勃爾牙利國

アブヅラー印

メヘメツド印

博士デ、スタンシヨッフ印

陸軍少佐ヘッサプチエッフ印



天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル  
日本國皇帝(御名)此書ヲ見ル有衆ニ宣示  
ス

朕明治三十二年七月二十九日和蘭國海  
牙ニ於テ萬國平和會議ニ賛同シタル帝  
國全權委員ト各國全權委員トノ間ニ協  
議決定シ記名調印シタル室息セシムヘ  
キ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ  
唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自



ニ禁止スル宣言ヲ親シク閲覧點檢シタ  
ルニ善ク朕カ意ニ適シ間然スル所ナキ  
ヲ以テ右宣言ヲ嘉納批准ス  
神武天皇即位紀元二千五百六十年明治  
三十三年九月三日東京宮城ニ於テ親  
名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國璽

外務大臣子爵青木周藏印